

大住村報

出征軍人慰問號

昭和十四年十二月二十三日印刷
 發行所 大住村大字松井
 小字池平八十四番地
 大住村大字松井
 小字池平八十四番地
 大住村大字松井
 小字池平八十四番地

慰問の辭

大住村長 山村稔

聖戰茲に三年複雑極りなき國際情勢下に於て、帝國不動の目的たる興亞建設の爲、一路邁進力強く目覚ましき活躍を續けられつゝあります。この聖戰に參加氣候極悪の異境で困苦缺乏に堪へ一身を祖國に捧げて活躍下さる勇士各位に對しては何んど云つて御慰め申上げてよいか其の言葉もありませぬ。既に赫々たる武勳を樹て歸還せられたる方、或は、現在尙第一線に活躍せられつゝある方々より度々の通信を受け、又御話を聞き郷土にある我々は、一層思ひ新に欣喜感激に堪へず、心から感謝の至情を捧ぐるご共に舉村一致銃後の完璧を期し各位をして後顧の憂いなく御奉公下さる様努めなければならぬと言ふ覺悟を新にせざるを得ないのであります。

は井戸を替へ或は荷桶、土瓶で水を注ぎそれは、人力の限りを盡し生産確保に努められ又曩に生れた出征軍人後援會を銃後奉公會に改組して一層銃後の施設擴充強化を圖り而して時局下によさわしい國民健康保險組合を設立し農村の美風たる隣保相扶の精神に則り、生活の安定とその健康の保持増進を計る爲去る九月より事業を開始し着々村更正の途を拓き、尙又長期戦下に於ける國策に副ひ生産の擴充、物資の統制消費の節減、貯金等々、有ゆる方面に村民心を一にして或は村一体となり或は團體に於て或は部落に於て協力一致、各其の責務を全ふ致して居ります。何卒家郷の事は御懸念なく此の上ながら一層奉公の誠を竭し自自重愛益々御奮闘下されん事を切望し武運長久をお祈り申上ります。

西村みき枝
 國防婦人會大住村分會長

ひさめ降る中に鏝さる細き手に



大住村國防婦人會、出征軍人慰問袋發送風景

戦地の勞苦しばし憊びぬ凌ぎ易き内地にても早薄霜を見る今日此頃極寒零下何十度の遠き寒む空にての御勞若想像してさへ身ふるひ致しますのに皆

様方には何のお陰、戦下さるご益々御健やかに御戦下さるごの御事私達は何と御禮を申上げてよろしいやら唯々感謝の涙にくれ乍ら「有難うございます」と心からお禮申上げるのでございます。本年も餘す所十數日にして聖戰下第四回目の新春を祝ふ年の瀬となりましたがこの時東亞新秩序建設の尊くも重い大使命を荷つて御國の爲に御奮闘下さる皆様！

何卒此の上共御身をお大切になし下さいまして聖戰最後の目的貫徹の爲尙一層御精勵下さいませ。様偏へにお願ひ申上げます。

銃後の私達らは益々第二線國防を堅實に致しまして皆様方に御安心願ふ様努力することこそせめても御恩返しであるご存じまして第一線からの勝鬨を聞く度毎に一億一心の防備はいよゝゝ固く皆様方の御留守を護り全員張り切つて勤勞奉仕に節約に或は慰問祈願にご精勵致しまして銃後に關する事には決して皆様方に御心配をお懸けする様な事のない様懸命努力を拂つてゐるのでございます。どうぞ皆様此の點御安心下さい、そして御身体をお大切に、新年を遠き陣中に目出度お迎へ下さいませ。様神かけお祈念申して居ります。

俳句 近本 東竹

麥時や田を耕く牛の息白し
 一線の勇士に濟まぬ矩達かな
 重爆に負けぬ音たて稻扱機
 初雪や北支の兄をつゝ偲ふ

大住村軍人分會長 森嘉一郎

既に聖戦下三星霜を歴みし慶賀す
べき國民待望の二千六百年祭も愈々
數旬の後に迫りつゝあります。
我等が親愛なる將兵各位には益々
御元氣に御活躍の御事と存じ大慶
至極に御座います。
彌榮へ行く神國に生を受けたる一
億同胞こそ至大の幸運と申さねば
なりません。之れひとへに 上大
元帥陛下の御稜威の然らしむ所な
りと雖へども下忠勇義烈なる皇軍
各位の滅私奉公の賜ものたる事は
論を俟たざる所であります。一と
度び膺懲の劍を振るゝや、轉
戦又轉戦戦へば勝ち攻むれば、取
り日章旗の向ふ所悉く我が掌中に
歸するとは實に雄々しき痛快事で
あります。
銃後の我等こそ齊しく感謝感涙に
堪へざる次第であります。然れど
も其の裏面には我等が朋友將兵各
位の偉大なる御勞苦を忘れてわな
らぬのであります。想像だに及ば
ざる湖風荒ぶ山岳に泥濘腰を沒す
る濕原に晝夜の別なく惡路重疊に
想見するだに斷腸の思ひ切なるも
のがあります。之の至大の御勞苦
に對し、銃後の我等は何と感謝の
言葉を捧げてよいかどうてい筆紙
に盡し難いのであります。然る上
に猶ほ我等の痛恨事こそ今はなき
去る某戦闘に名譽の戦死を遂げら
れし故陸軍歩兵伍長守岡清一郎氏

こそ惜みても猶余り有り永却に忘
れ得ぬありし日の面影であります
至尊の英靈に對し心よりな哀悼
と尊敬の意を捧ぐものであります
惟ふに聖戦は未だ半ばにし、決し
て樂觀を許さず和平貫徹に、一層
長期抗戦を要し將兵各位の責任は
至大であります。我等は不幸未だ
征途の御召しに接せず辛酸を頷ち
得ざるは殲鬼に堪へざる次第であ
ります。然れども盡忠奉公の赤誠
に於ては勃々たるものがあります
必ずや將兵各位の御勞苦に報ゆる
爲め舉村一致滅私奉公銃後の第一
線に死力を盡し専心努力を續けて
居ります銃後の事は、何等御懸念
なく折角君國の爲め自重加餐愈々
御奮勵遊ばされ無事御凱旋の日を
御待ち申し上げる次第であります
いさゝか感謝の微意を呈し慰問の
言葉と致します。
大住警防團長 小山要太郎

感謝

戰場は晴れか曇りか明け近し
しきりに雨が板びさしうつ
新しく天のめぐみのたのしさを
おもいあふるゝ水をおろかむ
み心を何をもつてかなぐさめん
軍營に滿つ霜をおもへば
愛國婦人會大住分會長 山村芳枝
聖戦下三たびの冬がおとづれまし
て今は秋の取入最中で御座います
が、勇士の皆様益々御元氣に御奮
戰遊ばされて居られます由、皇國
の爲大慶に存じますと共に、勇壯
烈々の御奮闘を會員一同感激致し
て居るところであります。早や本
年も旬日にして聖戦第四年の春を
迎へねばなりません。時局愈々
多事多端東亞建設の爲に國を擧げ
ての總力を要します秋、私等會員
一同は第一線勇士様の御奮闘御勞
苦を偲んで微力なる女性の身では
御座いますけれども和を以て一致
團結銃後の護りに専心全力を盡す
存念でございます。既にお聞き及

宮城久

びのことと存じますが、今夏は稀
に見る早魃に出合ひまして農家の
皆様は必死の努力をして銃後生産
の確保に又物資の統制を忍び消費
の節約、貯金の勵行等々銃後愛國
の實を擧げんものと舉村一致進ん
で居られます。どうか勇士の皆様
銃後はおまかせ下さいまして、此
の上ながらお身を充分おいとひな
さいまして、御國の爲尚一層の御
忠勤御奮闘のほど偏に御願申上ま
すと共に益々武運長久を御祈り致
します。
大住村青年團長 宮城久

郷土のニユース

◎旱害対策

今年は無曾有の大旱魃でこの村池も空になりました。宇松井の本田は遠く木津川から水を引いでポンプで水揚げを致しました。幾日も幾日も晝夜の別ちなく……お、發動機の雄々しい響きよ!! 山田の焼田には今年から設立された農業保険により反當り二十圓の保険料を交付される。銃後農村の護り完了。

◎協和會堀川支部員の勤勞奉仕

村民の秋の勤勞奉仕もさることながら去る十一月十五日協和會堀川支部員七十名が出征家庭、秋の勤勞奉仕をされた。田刈に稻こきに馴れない仕事を熱心に奉仕される姿は確かに吾々村民にも良き教訓だった。

◎出征家族の慰安會

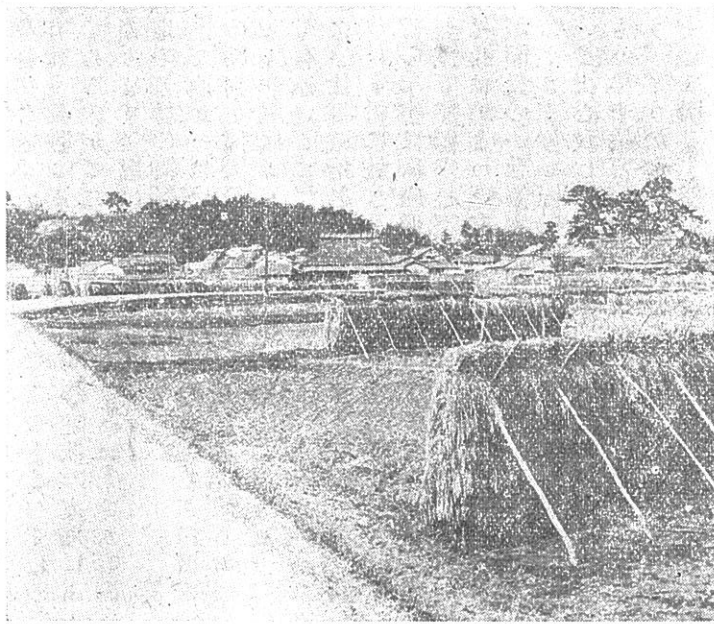
去る十月十日には出征並に現役軍人家族一同と共に京都護國神社に奉拜終つて京極花月亭にて觀劇薄暮歸村一日の慰安をして戴きました。

◎産業組合事務所の新築

兼ねて狹隘を痛感して居られた信用組合事務所が愈々八河原の府道

際に二十坪の二階建となり立派に新築去る十月より事務をどつて居られます。府道の擴張と駐在所の移轉農作業場の設置等あの邊は文化的に見違へる様になりました

銃後のくさり……(其の一)



が合同して焼夷彈、毒ガスの假裝演習を舉行されました。かいがいしいエプロン姿や勇ましい警防團の活躍振り、空の護りのなんと頼母しいことよ。

……これはど

かか?
 戦塵のつれづれに、せめて寫真でなりと郷土の風物に接して戴こうと興味的に考へたものです。ごしごし御回答下さい。
 規程
 一、ハガキにて役場宛
 一、正解者には美事な慰問品をお送り致します
 一、正解者多数の場合抽籤で定めます

◎警防團國婦の合同防火訓練

去る十月二十日より十日間今年巻尾の防空演習が實施されました。本村に於ても國防婦人會と警防團

◎事變公債の購入

一人の出征兵も出さず、一枚の事變公債も持たぬ家庭は日本人として恥だ。このもとに市町村財政、補給金交

付の機會一般村民に呼びかけたがたちまち百圓十圓を通じて、二百五十九枚二千二百二十余圓の成績があがつた。經濟戰の護り此處にも日本の力強さが伺はれる。

生れた人 死んだ人

生れた人、死んだ人、思出深い人の名もあらうと存じます。

▲生れた人

岡本 茂	長男	茂
岡本重三郎	三男	三男
佐野 信昌	二女	多慧子
守岡 芳繁	二男	充尊
西川兵次郎	二男	勝治
山村彌三郎	二男	茂利
西村榮太郎	二男	二男
安倉榮次郎	二男	繁和
伊藤富三郎	長男	富美雄
氷江 幸作	長女	公子
前川善一郎	六男	末明
藤田 信三	長女	シゲ子
藤田宗太郎	四女	總子
吉村 芳三	二男	忠保
岡本爲三郎	長男	忠信

▲死んだ人

山村 シゲ	福田 清春
山村 茂利	宇岡 ヤス
北村 謙之助	片岡 ハル
山本 ハル	前川 末明
西村 フサ	古林 政吉
小水源太郎	永江万次郎
井上常太郎	小山 嘉子
前川直次郎	

さとの乙女より……

大住村女子青年團長 藤本保子

此の度出征將士慰問號として村報が發刊されますに當り、女子青年團の一員といたしまして遠く戦地に御活躍の勇士の方々に私の拙き文を捧げ得ますことを光榮と存じます。戦線の皆様御元氣で軍務に御精勵の事と拝察申上ります。こゝに團員一同御喜び申上ります。今日十二月一日は興亞奉公日でございます。私達女子青年團は聖戰の意義を体得し、神社參拜をいたしまして、長期戦下におきまして更に一層の覺悟を固め銃後御奉公の誠を致し團員一致協力御聖旨に副ひ奉らんと期してゐる次第で御座います。今や全世界は動亂硝煙の巷と化しました。去る十月十五日には陸海軍の協力化戦に北海奇襲上陸に成功し旬日を出でずして廣西省の要衝南寧を占領せられ蔣政權へ第三國よりの輸血路を遮断されました、また一方に於きましては汪兆銘氏により新支那中央政權が成立するやう聞いて居ます。又歐洲におきましてもソ聯とフインランド兩國が國交を断絶いたしました。更に我が國といたしまして忘れて得ませぬ事は歐洲戦亂の犠牲として郵船照國丸が交戦國の機雷に觸れ爆沈した事とせう。私達はこゝうして間にあつても新東亞建設の

大業が着々行はれつゝあるのを聞きましては御稜威の然らしむるところと拜察致しますが、それに付けても粉骨碎身御國の爲、御奉公下さる皆様のお蔭によるものと確信いたして居ります。或る日の事で御座います。私が稻刈をして居りますと、學校からの歸りでしよう、小學校の生徒さん達が「兵隊さんよ有難う兵隊さんよ有難う」と歌つてゐるのがどだへ〜に聞へてまゐります。私は思はず手を休め戦地の皆様の御勞苦をしのび感謝の念で胸が一ぱいになりまして。その時何か偉大な力がこみあげて來るのを私は感じたのでした。さうして有難いことだ、勿体ないと思ひ再び仕事に精を出しました。戦地の皆様本村に於きましてはほんの一部の早害は御座居ましたが他は大豊作です御安心下さい。銃後の私共はかよわい存在で御座います。が團員の一致協力たゆまざる精進によりまして皆様に御報謝致したいと決心致して居ります。戦地はもう早や嚴寒が襲つて來た事とせう、どうか御身大切にしてくださいまして明るき新東亞建設のため且は君國に御奉公あらん事を切に御祈り申上ります。

近録

松井 安 倉 貞 雄

◆ものゝふの草むすかばね年ふり
て風さむく〜と秋の夕暮
◆草深き世にうとまれしとま屋な

れどつはもの征きて御旗まぶし

◆太秦のふかきはやしをひびき來る風の音すごく秋の夕暮
◆いつの日か來るとは思へど村葬の早やに終りて墓地へと向ふ

大住 小 田 育 子

◆しら〜とのぼる朝日に新年のやまとしまねのさちぞゐのりぬ
◆晩秋の夜毎にふかむはださむにみいくさ人の御身はいかにと

詩 狂

◆みいくさに召されん身ぞと髮刈りて友は待ちおり來る日來る日を
◆まだ早き實りなれども應召の兄は初穂を刈りて征きたり

葉 か げ

◆はつあらしいまふき終へし雨えんに櫻の卷葉落ちてころがる

指のきす

葉 か げ

やぶれし窓にふきすさぶ秋の夕風わびしとも
かなしきものと思ひつゝ、せはしく大根きざむ時
一緒にきりし指のきすうみてはげしく全身がしびれるばかりいたむなり

いまは眞夜中一時半
我れのいたみはさりながら
いく千倍の御負傷の
いかにおくるし事ならん
あしたの霜はいたつきの
御身のほねにしむならん

思ひははるか戦傷の
かりの病舎に走るなり
まぶたに浮ぶ敷しらぬ
豪の勇士も白衣きて
無念のなみだかみながら
深でになやみ遊ばさん
昨日にかわる御すがた
うつゝにさげびたまひしや
道にしおもき任務をば
曠野の月が窓させば
偲びたまわん故里の
いねの實りをにく身を
思ひまつればなみだわく
平ゆ祈りてやまざりき
幾千萬里へだつとも
心身そばにはべるらん
ほまれ傷痕の勇士様
み心つよくあらしませ
神は正しきまなこもて
人の誠をみそなはず
我れも古人のあじ深き
三十一字をかみしめて
しづかに黎明まちまする

霧の稻穂

詩

狂

霧の稻穂に 消えて行く
赤いたすきよ 日の丸よ
涙こらへて 想出の
芒の道に 泣かうとは
忍べ泣けどか 秋風が
ぬれた心を 吹いてゆく
力かぎりにも 日の丸の
旗をふつても 見たけれど
霧の稻穂に 消えてゆく
うしろ姿に また泣ける



唯々感謝

大住校長 岩本耕擇

皇國日本が初まつて以来の長期
大事業——興亞の新建設——永遠
不磨の榮光——大和民族の興隆に
大任を果してゐて下さいまして有
難う存じます。

互寒雪風を訪れる此の嚴冬、戦線
の皆様の勇敢なお姿を、心に描い
て唯々感謝致すばかりです。

「兵隊さんありがたう」の感謝の
聲は歌となつて、幼稚園兒も生徒
も唱つてゐます。これ全く國民感
謝の聲であります。尙々感謝の歌
の一節に

一、皆様 あなたは強いので

氷雪膚を裂く夜半も

敵の屍と共に寝て

泥水すすり勇猛に

荒れた異國を幾千里

よくこそ戦つてくださった

二、あゝ御身らのいさをこそ

一億民のまごころを

一すちに結ぶ大和魂

いま興亞の大陸に

日の丸高く映えるとき

泣いて拜がむ鐵かぶと

ごあります。唯々有難う。

皆様から戴く貴いお便りに、子供
は幾多の感謝と教訓に胸をおごら
せてゐます。

朝な／＼氏神參拜や各教室毎にお

祭してゐます神様に、子供らは小
さい掌を合して懸命に皆様の「武
運長久と感謝」を祈念し「銃後の
よりよき勉強と家の手助け」を誓
つてゐます。

御蔭で、學校の子供は一同、元氣
よく勵んでゐますから御休心下さ
い。

遙かに大住の古里から、子供と共
に唯々感謝を捧げ、併せて武運の
長久をお祈り申してゐます。

戦地の兵隊さんへ

三年 伊藤雅之

兵隊さんお變りはありませんか。
こちらは皆元氣です。もう大分そ
ちらもお寒い事です。もう雪が
たくさんふつてゐる事です。ね。
こちらでも少しさむくなりました。

でも兵隊さんの事を思ひ出すと、
何んでもありません。寒い／＼又
つめたい／＼雪の中を／＼／＼進
軍されてゐる兵隊さんたちが、目
の前にうかんで來ます。村長さん
や先生のお話によります。馬も軍
用犬も傳しよばとも兵隊さんと一
しよに、一生けんめいに働いてゐ
るさうですね。大へん御苦勞様で
す。今年は大住村も大へん豊年で
お米やその他の作物がたくさんと
れたので村中大喜びして居られま
す。僕は毎日氏神様へまいつて兵
隊さんの武運長久をおいのりして
ゐます。お父さんも兵隊さんのお
家へ何度も勤勞奉仕に出て居られ

ます。兵隊さんすい分寒いですが
らおからだを大切にして下さい。
兵隊さん ばんざい
さようなら

二年 森 あきを

もうすつかり秋になりました。お
山の木のはが、まつかになてゐま
す。あちらからも、こちらからも
いねこきのきかひの音が聞こえて
います。兵隊さん、おげんきです
か。兵たいさんありがたうござい
ます。ごきげんよくやつて下さ
い。私たちは學校でむつかしいか
げざんや、わりざんをならつてゐ
ますが一生けんめいにやつてゐま
す。十二月一日はこうあほうこう
日で五年生いじようは五つのお宮
様へ兵隊さんのことをおいのりに
まいりました。小さい私たちはた
いそをしました。もうじきお正
月が來ます。兵隊さんおげん氣で
やつて下さい。 さようなら

日の丸辨當

六年 守本文子

「かん／＼／＼」待ちに待つ
たお晝の鐘が鳴りました。私達は
此の鐘が／＼／＼に待ち／＼／＼しかつ
た事です。先生の言葉も耳には
いらな／＼／＼ひです。今日は第三
回の興亞奉公日で朝から學校体操
やいろ／＼な行事をしてそれ／＼／＼
五年以上建脚隊として、大住、岡
村、岩田、松井の五社を一時間半

で參拜したのでお腹がペコ／＼な
のです。それで今日は先生と一緒
に日の丸辨當をいただくことにな
つてゐるのです。「それでは皆なで
食前の感謝をさへてからお辨當
にしませう」と先生がおつしやい
ましたので皆んな聲を揃へてとな
へました。それから「い
ただきます」と感謝の手で手を合
せ、おはしに手をつけました。皆
な梅干一つです。「今日から全部七
分つきだね。七分つきは体の爲に
も米の節約にもなるのです」と先
生のお言葉、私はふと兵隊さんの
事を思ひました。兵隊さんは三日
も四日も御飯をたべられない事か
あるのです。私達は三度／＼おい
しい御飯をいただけるのです。これ
も兵隊さんのお蔭だと思ふと一粒
の御飯もむだに出來ないと思ひま
した。そんな事を考へながら、い
ただいてゐる御飯は何時よりも大
變おいしく、ぎつしりしめて來た
御飯が足りない位でした。兵隊さ
ん此のやうに私達は元氣で勉強し
てゐます。今は稻こきの最中で朝
から晩まで「が／＼／＼／＼」と
せはしい音がしてゐます。お宮様
の紅葉や、校庭のポプラが風にま
ひながら散つてゐます。兵隊さん
支那も大へん寒いこと／＼。体
を大切にして東洋平和の爲にお働
き下さい。

武運長久お祈りします。
さようなら

臨時地方財政補給金に就て

本村本年度の政府より交付を受けました。臨時地方財政補給金は五千五百六十五圓でありまして時局下に於ける財政多事の折柄誠に喜しきことであります。

本村本年度の政府より交付を受けました。臨時地方財政補給金は五千五百六十五圓でありまして時局下に於ける財政多事の折柄誠に喜しきことであります。...

諸税納期に就て

本村の月別納税種目は納税袋の裏面に印刷して従来から皆様に配付して居りますが、事變勃發以來とみに銃後に課せられた責務に重大さを加へ銃後奉公會費と云ふ税目も殖へ戸數割の増加に伴ひ、從來

三期収入を四期に變更し、更らに本年本村の新しい事業として生れた健康保険組合費と診療を受けられた方の一部負擔金の徴收等相當月割に異動を生じて居りますので左記の通り訂正皆様の御参考に供したいと存じます。

Table with 12 columns (months) and 4 rows (National, Local, Village, Other taxes). It lists various tax types like land tax, income tax, and special taxes with their respective periods.

經濟戰強調運動に就て

何時か事が起るものと豫想して居りました。第二次歐洲戰爭が勃發したのであります。我が國は之に關係せず、専ら支那事變の處理に邁進し強力日本の建設に一段の努力をして居ります。我等は聖戰期の目的を達成せんが爲第一線將

兵の勞苦を偲び出来るだけの苦痛に勝ち御國に盡す一翼として、左記の事項を嚴守しませう。一、期間昭和十四年十二月一日ヨリ十二月三十一日迄。二、嚴守事項。イ、買溜メ賣惜シミ等ヲ利己的行爲ヲ慎シマセウ。ロ、國債又ハ貯蓄債券ヲ買マセウ。ハ、全面的ニ消費ノ節約ヲ圖リ特ニ新年ニ際シテノ衣類調度品ノ新調ハ見合セマセウ。ニ、鐵ゴム皮革等ノ重要物資ノ回收運動ヲ強化シ又不用品ノ交換等ニ依リ物資ノ活用ヲシマセウ。ホ、年末年始ニ際シテノ贈答ハ之ヲ廢止シマセウ。ヘ、忘年會新年宴會ヲ差控ヘマセウ。ト、新年ノ奉祝ハ嚴肅質素ニシマセウ。チ、年賀狀ハ戰地宛ノミトシマセウ。早害に依る免稅の件。本年は未曾有の大旱魃に遭遇し時局下財政多論の折農村經濟に大打撃を與へました事は誠に憎むべき事でありませう。先般七割以上減収見込田の申請を稅務署に提出致しました所十一月三十日付で該當田に對し許可がありました。その地積は四十町九反余筆數六百六十六筆と云ふ莫大な數字となりまして。此等該當田に對しては本年度地租は免稅となり之れに附加されず府村地租附加税並に特別地租附加税等も除れますので近々整理致しますから御了知下さい。

國民健康保險に就て

病氣にかゝつたが醫療を受けることが出来ない。これ程人生の不幸はないと思ふ。病人の苦痛はもとよりそれが一家の主人である場合に其の家庭の悲惨は名状すべからざるものがある。此の主な原因は醫療費の問題から来て居ると謂ふても過言でないと思ふ。世の中を明るくし、住みよい社會を作るには先ず病氣の問題を片付けねばならぬ。病氣にかゝつたが醫療を受けることが出来ないと思ふ問題は獨り個人や家族の問題ばかりでなく國家としても如何程國力を損じて居るであらう。醫療費の支拂に堪へ得ないが爲に速に治癒し得べき傷病も治癒せず、遂に之を悪化させて了ふ様な者も小くない實情にある。國民の健康が國力發展の源泉であり、産業の發達も國防の充實も歸する所國民の健康に其の基礎を置いていることを考へるとき寔に寒心に堪へざるものがある國民保險の向上と國民生活の安定を期すこの大旗を翳して本村に設置されたのである。國民健康保險は共同の力と「平素の用意」と云ふことが根本の考へ方である。而も相扶共濟の精神に則つて強き者、富める者が、弱き者、貧しき者を助け合ふといふ所謂社會保險である。従つて此の事業を行ふには精神的に結合された力強き共同体が必要なのである。我等は隣保相扶の觀念に強く、郷土團組の精神に結ばれて居る同一村民である。御互に手を握り健康な農民を作ると共に農村疲弊の痼疾となつて居る

農家負債の根源を絶ち、農村經濟更生を圖らんとするのが本制度の大理想である。今や我が國は暴支膺懲の聖戰に總動員しつゝあるの秋、國民の健康保險増進を圖り、旺盛な精神力と強健な体力を涵養し、以つて兵力の充足に産業能率の増進に將又銃後萬般に備へて萬遺憾なきを期することは極めて肝要なることである。國民健康制度の使命とし、理想とする所を克く体得せられ、切角之れが善用せられん事をのぞみ、左に本組合契約を記載す。

大住國村民健康保險組合規約

- 第一章 總則
第一條 本組合は國民健康保險法に基き本組合の被保險者の健康法に基き本組合の被保險者の健康保險を行ふを以て目的とする
第二條 本組合は大住村國民健康保險組合と稱す
第三條 本組合の事務所は京都府綴喜郡大住村大字大住小字池平九十番地に置く
第四條 本組合の地區は京都府綴喜郡大住村の區域に依る
第五條 本組合に於て公示すべき事項は組合の揭示場に掲げす
第六條 本組合の帳簿及書類の保存に關する規定は別に之を定む
第二章 組合員及被保險者
第七條 本組合は組合員及被保險者に屬する者を以て被保險者とす但し差に掲ぐる者を除く
一、健康保險の被保險者
二、他の國民健康保險組合に屬する國民健康保險組合の事業を

人の被保險者
三、私傷病に付療養に關する給付を爲す官業共濟組合及警察共濟組合の組合員
四、組合の地區内に轉住してより六ヶ月を経過せざる者
第八條 本組合に加入せんとする者は其の住所氏名並に被保險者たるべき者の氏名、男女別、生年月日及自己との續柄を記載したる書面を以て其旨組合に申込むべし
加入の申込を爲したる者は其の日より組合員と爲るものとす
加入申込書に記載したる事項中變更ありたるときは十日以内に其旨届出すべし

第九條 新に被保險者と爲りたる者あるときは組合員は十日以内に其の被保險者の氏名、男女別、生年月日及自己との續柄を記載したる書面を以て其の旨組合に届出すべし、記載事項中變更ありたるるとき亦同じ
第十條 組合員は三月前迄に書面を以て豫告を爲し其の年度の終りに脱退することを得
第十一條 組合員其の資格を喪失したるときは十日以内に資格喪失の事由を記載したる書面を以て其の組合に届出べし
第十二條 組合員其の資格喪失したる場合に於て新に世帯主と爲りたる者之に代り組合員たらんとする時は前條の期間外に書面を以て組合員變更の届出を爲すべし、此の場合に於ては第八條の申込及前例の届出は之を要せず
第十三條 保險者中其の資格を喪

失したる者あるときは組合員は十日以内に其の被保險者の氏名及資格喪失の事由を記載したる書面を以て其の旨組合に届出すべし
第十四條 本組合に於て爲す保險給付の種類左の如し
一、療養の給付
二、助産の給付
第十五條 療養の給付の範圍左の如し
一、診察（往診及處方箋の交付を含む）
二、藥劑又は治療材料の支給（診療以外の藥品及賣藥の支給を含む）
三、處置手術其の他手當
四、入院
處置手術其の他の手當に付ては組合の承認を受けたる場合を除くの外之に要する費用一回二十圓を以て限度とす入院に付ては組合の承認を受くることを要す
第十六條 前條第一項第一號乃至第三號の給付に付ては被保險者は組合の指定したる醫師齒科醫師藥劑師其の他の者の中自己の選定したる者に就き之を受くることを得
第十七條 療養の給付は同一の傷病及之に因り發したる疾病に付き其の給付を始めた日より起算し百二十日を経過したるときは之を爲さず
第十八條 被保險者左の場合に於て組合の指定せざる醫師齒科醫師其他の者の手當を受けたるときは療養の給付に代へて療養費を支給す

一、組合に於て療養の給付を爲すこと困難なりと認めたることを受けたるとき

二、緊急必要あるとき

三、其他必要に依り組合の承認を受けたるるとき

第十九條 療養費の額は療養に要したる實費を、但し療養の給付を爲す場合に要する額より第二十條の規定に依る一部負擔額を控除したる額を超ゆることを得ず

第二十條 被保險者療養の給付を受けるときは其の世帯の組合員其の費用の一部を負擔するものとす、但し特別の事由ある者に付ては組合員の議決を経て之を減免することあるべし

一部負擔金の割合及其の徴收方法に付ては別に之を定む

第二十一條 助産の額は十圓とす

第二十二條 組合設立後被保險者と爲りたる者は左の期間を経過するに非ざれば保險給付を受くることを得ず、但し出生に因り被保險者と爲りたる者は此の限に在らず

一、療養に關する給付に付ては

第九十日

二、助産に關する給付に付ては

九十日

第二十三條 傳染病豫防法其他の法令の規定に依り無償にて療養を受くる場合は其の限度に於て療養の給付を爲さず

第二十四條 組合必要ありと認むるときは保險給付を受くる者の診斷を行ふ事あるべし

第二十五條 組合は保險料の著しく滞納する組合員の世帯の被保

險者に對し保險給付の全部を爲さざることある

第二十六條 本組合は被保險者の健康を保持増進する爲左の施設を爲す

一、豫防注射

二、健康診断

三、其他健康の保持増進に關する施設

第二十七條 本章に定むる外保險給付及保險施設に關する要なる事項は別に之を定む

第四章 保險料

第二十八條 組合員は毎月左の等級に依る保險料を納付するものとす

第一級	五錢
第二級	五錢
第三級	五錢
第四級	五錢
第五級	五錢
第六級	五錢
第七級	五錢
第八級	七錢
第九級	九錢
第十級	一圓
第十一級	一圓
第十二級	一圓
第十三級	一圓
第十四級	一圓
第十五級	一圓
第十六級	二圓
第十七級	二圓
第十八級	三圓
第十九級	三圓
第二十級	四圓

被保險者數五人を超ゆる世帯に在りては其の一人を増す毎に前項の額に第一級より六級迄は五錢第七級より第十四級迄は七錢第十五級より第二十級迄は十錢を加算したるものを以て保險料とす

第二十九條 各組合員の保險料の等級は資力を標準とし組合員の議決を経て之を定む、其の等級の變更に付亦同じ

第三十條 保險料の等級又額を決定したるときは理事は遲滞なく之を組合員に通知すべし、等級又は額に變更ありたるとき亦同じ

第三十一條 保險料は毎年四月より七月迄の分を四月末日迄に八月より十一月迄の分は八月末日迄に、十二月より翌年三月迄の分を十二月末日迄に之を納付すべし

第三十二條 納期限を過ぎ保險料を納付せざる者あるときは理事は期限を指定して之を督促すべし

第三十三條 特別の事由ある者に付ては組合員の議決を経て保險料を減免し又は其の徴收を猶豫することあるべし

第三十四條 本章に定むるもの外保險料に關し必要なる事項は別に之を定む

第五章 組合會及役員

第三十五條 組合會議員の定數は十三人とす

第三十六條 理事の定數は五人とす

第三十七條 理事長故障あるとき其の職務を代理すべき理事は常務理事とす

第三十八條 理事中一名を以て常務理事とし理事之を互選す

左の事項は常務理事に於て専決することを得

一、組合員の加入脱退に關する

事項

二、被保險者の資格の得喪に關する事項

三、保險給付ノ決定ニ關スル事項但シ保險給付の不支給の決定を除く

四、收入及支出の決定に關する事項

五、保險料督促に關する事項

六、其他定例に屬する事項又は輕易なる事項

第三十九條 本組合は本組合に贊助する者を以て贊助員となすこととを得、贊助員は組合に對し意見を述べることを得

第四十條 本組合に事務員を置くこととを得

事務員は理事之を任免す

第六章 雜則

第四十一條 豫備費を以て充つることを得る費途左の如し

一、保險給付費

二、保險施設費

第四十二條 組合の財産は左の各號に依り管理す

一、有價證券は郵便局に保管を託し現金は郵便貯金又は産業組合に預入す

二、前各號に掲ぐる以外の財産の管理は組合會の議決を経たる方法による

第四十三條 本章に定むるもの外組合の會計に關し必要なる事項は別に之を定む

第四十四條 組合員左の各號の一に該當するときは五圓以下の過怠金を徴收することあるべし

一、第九條前段若は第十三條の規程に依る届出を怠り又は其の届出に虚偽の記載を爲したるとき